

第 27 回大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会議事録

【日時】令和 6 年 7 月 30 日(火) 15 時00分～17 時00分

【場所】ホテルプリムローズ大阪 鳳凰(西)

【参加者】

泉本 徳秀	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
岩田 三千子	摂南大学 名誉教授
上田 一裕	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 副会長
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 理事
斉藤 千鶴	関西福祉科学大学 名誉教授
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事
高島 純子	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 第4支部 幹事
田中 米男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 副会長
中屋 吉広	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
西尾 元秀	障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議 事務局長
松中 亮治	京都大学大学院 工学研究科 准教授
山口 一磨	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 副会長
山田 伸一	生活衛生同業組合 大阪興行協会 常務理事・事務局長
山本 尚子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員

(副理事)

大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。重ねて、日頃から本部の住宅行政にご理解、ご協力いただきまして、お礼申し上げます。さて、先月開催いたしました26回の調査検討部会では、福祉のまちづくり条例に基づく基準の見直しに向けて、トイレ内に設ける大人用介護ベッドの長さに関する基準や、設置を求める規模について、また劇場等の客席における車いす使用車用の客席の数など、それぞれのお立場からご意見をいただくとともに、活発にご議論をいただき、ありがとうございました。本日の部会におきましては、前回に引き続きまして、フラッシュライトや小規模店舗など個別の項目ごとに現状や課題、市場データなど各種の資料をもとにご議論をしていただきたいと考えております。また、9月の初旬には本年度第1回目の審議会を開催し、部会での議論をご報告したいと考えております。委員の皆様方には、本日もそれぞれのお立場から忌憚ないご意見をいただき、活発なご議論をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

(司会)

委員紹介 等。

資料説明 等。

それでは、これから議事に入ります。

(会長代理)

本日は皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。よろしくお願いいたします。本日の議事でございますが、前回に引き続きまして、「大阪府福祉のまちづくり条例に基づく基準等の見直しについて」でございます。委員の皆様、忌憚なくご意見いただきますよう、お願いいたします。それでは、資料1と、資料2の前半について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料1、資料2の前半について説明

(会長代理)

では、資料1と資料2の前半部分を説明いただいたということですので、ここで質疑応答のお時間を取らせていただきたいと思います。

資料1と資料2のどちらでも構わないこととしまして、ご意見・ご質問・お気づきの点などがございましたらよろしくお願いいたします。

(委員)

まず一つ目の介護ベッドのことです。まず基準を引き下げることと規模が大きいところは数を増やしていくこと、またベッドのサイズが150センチ以上としていることについてありがたい内容だと思います。ただ、複数設置するときについては、現在、広さに応じて1万平米に1つ以上となっていますが、ものすごく広い場所に関しては2つ以上にしても不十分だと思います。なので、今、一定の面積に応じて数を増やすかどうか、全体的に車椅子トイレを増やす話も進んでいるようですが、それに合わせて、ベッドの

配置を進めていくなど、具体的に数が増えていくような形での基準化をお願いしたいと思います。

次に公的な建築物には、必ず設置するようにできないかということです。参考資料1の6ページに、他の自治体による、条例の状況によると、大阪府、練馬区、鳥取県がある中で、鳥取県の特別支援学校や病院、保育所等の施設は0平米以上の設置としていました。

車椅子トイレに関して現在は、役所や広いショッピングセンター、近くのコンビニに行ってもあることがわかってきましたが、介護用ベッドについては、昔の車椅子トイレと同じように、どこに行けばあるのか、まだまだ分かりません。そのため、介護用ベッドのあるトイレがどこにあるかがわかる案内図をつけていくべきではないかと思います。

介護ベッドに関しては、公的な施設のバリアフリー化は進めていかないといけないため既存の施設でも、特に公的施設の場合は介護ベッドの設置が進んでいくような何らかの働きかけをできないのかと思っています。

最後にフラッシュライトに関して、音のみの警報では認知できず、避難の遅れにより命に係わる恐れがあるため非常に重要であると思います。何を基準化するかという話を数年前から行っていますが、調べていただいた結果、設置数が少ないことやコストについて書いてあります。例えば、ベッドだけでも1台40万円かかり、それを複数設置するとすれば、200万円ほどかかります。なので、コストに関して記述すべきなのかと思いました。また新築の時以外、設備するのは難しいため、ガイドラインに載せるよりも基準化する方向で考えるべきだと思いました。

(会長代理)

貴重なご意見ありがとうございました。

以上質問に対して、事務局、回答をお願い致します。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。まず大人用介護ベッドにつきましては、実際の実態を抑えながら検討をし、改めて皆様とご議論させていただければと思います。その際には、公的な施設をどう扱うのかについて引き続き検討をしていきたいと思っています。

フラッシュライトにつきましては非常に重要な設備と認識しています。引き続き検討進め、条例の基準化をできるかどうか考えていきたいと思っています。

(委員)

フラッシュライトについてです。耳が聞こえない人、日本語が分からない人にとって大切だと思います。館内放送があっても意味が分からない、伝わらないという人もいます。23ページにライト案内があり、日本語だけで載っていますが、他言語で注意が書いてあれば日本語が分からない外国の方でも、ライトがつけば避難する判断ができると思います。そういうことも考えて、外国人を含めてもっとバリアフリーになる社会を大きく考えていけば、この設備ももっと普及するのではないかと思います。

また、アプリがあると書いてありましたが、これはどのようなアプリなのか実物を見たいです。

(会長代理)

貴重なご意見ありがとうございました。

フラッシュライトは聴覚障がいの方だけではなくて、言語に問題があった場合も役に立つのではないかとユニバーサルデザインの発想でいろんな方の役に立つとご意見を頂きました。

質問に対して、事務局、回答をお願い致します。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。今回の資料につきましては、聴覚障がい者の方の設備を書き過ぎていますが、当然、高齢になられて耳が聞こえにくくなっている方もおられます。それから日本語を分からない方が、避難時にどう安全に逃げられるかに関しても、フラッシュライトは効果があるものだと思います。ユニバーサルデザイン、誰もが利用しやすい施設づくりを、福祉のまちづくり条例は掲げております。その点を意識して引き続き検討を深めていきたいと思っています。

またアプリにつきましては申し訳ございません。今お示しする材料がございませんので、次回以降ご説明できるように準備いたします。

(委員)

まず1点目の介護ベッドの基準が150センチになること、また設備に関しましても条件が緩くなることにつきまして大変嬉しく思います。加えて、どこに介護トイレがあるかという、マップのあり方につきまして9月に向けて具体的に表記が要と考えております。また複数あった場合、玄関に入った段階で1つあればいいのではなく、フロアごとにあった方がより使い勝手はいいと思います。

(会長代理)

貴重なご意見ありがとうございました。

以上質問に対して、事務局、回答をお願い致します。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。大人用介護ベッドがどこに設置されているのかすべてのトイレに設置されていれば、どこにあるか示さなくてもよいのかもしれませんが、現状全体の中で一部に設置されているものが多いので、そうすると、建物のどこにあるかわからない状態になることが課題だと思います。フロアごとに表示するのか、エレベーターの横で案内板を設置する、どのように表示すべきか、皆様と意見交換しながらよい方法を追求していきたいと思っています。

(委員)

フラッシュライトの点灯は聴覚障がいの方にとってサインになるし、海外の方にとってもサインになると思います。点灯した時や音が鳴った時にどういった意味を示すのか、表記をするのかを表現するものがあるか教えていただきたいです。また、フラッシュライトがついたときにどうすればいいのか、どこへ逃げたらいいのか、逃げるべきなのか、逃げないでいいのか、短時間で分かるようにするのは非常に難しいことだと思いますし、ただライトがつけばいいということで解決するのかなと思いました。

(会長代理)

貴重なご意見ありがとうございます。

以上質問に対して、事務局、回答をお願い致します。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。一般的にこういった表示がされるのか、勉強不足ではありますが、緊急時に光ることで危険を伝える設備になっていて、23 ページに掲載しているものが一般化されているかというところまで普及はされていないと思います。なので、設置位置や設置目的を表示しているということを、事例収集などを進めまして、今後お示ししていければと思っています。また、フラッシュライトについてご存じでない方も多くおられます。そういった意味で設備の普及も認識の普及もまだまだ不十分だと思います。そこも含めて条例ガイドラインの中で、普及していかないといけないと思います。

（会長代理）

フラッシュライトが光ることで助かる人はいますが、フラッシュライトが光っても、視覚障がい者の方は関係ないため、火災時は音声案内も同時にするという複合的なものと理解している人も多いです。

（事務局）

設備自体で申し上げますと、音声による火災報知器は一般化していきまして、音が鳴ることはかなり広まっていますが、聴覚障がい者の方にとって課題があり、光警報装置というものがここ 10 年くらいに広まってきた結果があります。なので、音についてはかなり広がっていますが、光についてはまだまだこれから広めていくべきだと思います。

（会長代理）

ありがとうございました。

その他、ご意見ないようでしたら先ほどの議題の続きにいきましょうと思います。

資料2の後半について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料2の後半について説明

（会長代理）

ただいま事務局から説明をいただきました、資料2の検討項目について、ご意見、ご質問がありましたらどなたからでも結構ですので、ご発言をお願い致します。

（委員）

33ページの資料にある対応方針の1つ目で、小規模店舗の段差解消の義務付け対象規模の引き下げの検討についてです。道路と敷地の高低差が大きい物件では、段差を解消するためには、何らかの対応工事が必要となり、また、場合によってはセットバックが必要となり、営業面積自体が縮小につながる事が想定されます。中小事業者が多い外食産業では、経済的負担増は大きな問題となります。義務付け対象の拡大により発生する経済的負担増に対し、行政サイドにて何らかの政策を講じていただければ幸いです。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。施設を利用するにあたりまして、高齢者・障がい者等のニーズを踏まえてバリアフリー化の基準を定めていきます。ただし、当然これは規制していますので、規制のバランスも重要だと思っております。そこで、実態調査を行ったうえで、コスト面や建築計画の影響等を踏まえて、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

(委員)

まず、小規模店舗のことについてです。車椅子利用者等からしますと、今までの200平米から兵庫や鳥取と同じ100平米まで引き下がることは非常にありがたいと思います。ただそうすることで、営業ができないとなってしまうと、お店を使えなくなってしまうので、バランスはある程度必要だと思います。しかし、長いスパンで考えた時、新しいお店が増えてくるため重要なことだと思います。お店が密集している都市であれば、新しいお店も多い分、用途変更も多いと思います。すべてお店の責任であるというより、公的な仕組みをあった方が、進みやすいのと思いました。いずれにせよ、いかにして基準を下げるかを誰もが目標として考えていることを知っていただきたいです。

もう一つが利用可能なトイレを探しやすい環境整備についてですが、コンビニや民間に掲載協力していただいていると仰っていましたが、どんどん広げていき、市民の方に何らかの形で参加してもらい、いろんな情報が集まる仕組みが今後構築出来たらいいと思いました。また大阪にはあるかわかりませんが、兵庫ではバリアフリーの公表を色々な方法でしており、大阪でもトイレだけではなく、ホテルなどもウェブ上で分かる仕組みを作れば、より外出しやすいまちになると思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。小規模店舗のバリアフリー化が一般化されているかを確認しつつ、水準を見極めていきたいと思います。また情報発信についてなのですが、自分で情報を取捨選択して出かけられる方が多いと思いますので、情報発信は非常に重要だと思っておりますので、引き続き取り組みを広げていきたいと思います。

(委員)

障がい者も行きたいお店に自由に入れることは理想だと思います。設計の立場から言うと、やってもいいし、やらなくてもいい、ということであれば、経済的問題やスペースの問題などもあって、どうすればやらなくて済むのだろう、となってしまうがちになるのもわかります。どこかに線を引くとなれば、面積の見直しがまずあって、今回検討していただいている鳥取に近づける形がいいと思います。34ページの情報普及啓発で、設計者・利用者に対して促進する中で、今後解説動画の配信もあるので、建築士会のホームページで設計者に対する普及啓発のお手伝いができると思いますので、またご連絡いただきたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。建物の基準、あるいはガイドラインがありまして、設計者の皆様の役割は大きいと思っております。ガイドラインをご理解いただいて、考え方を頭に入れて、施主さんにご理解を

いただくような説明をしていただく等の役割は大きいので、会員様への周知など引き続き、ご協力いただければと思います。

(委員)

共同住宅の駐車場についてです。車椅子使用者用駐車場という表現ですが、要は広めの駐車場という表現だと思います。普段知的障がい重い方を支援していますが、広めの駐車場はとても大事です。あるいは子ども連れの家族、少し体力の落ちた高齢者の介護をする方にとっても、広めの駐車場は必要です。広めの乗車場が必要な方の検討などという表現にしてほしいです。また車椅子用トイレも広めのトイレです。広めのトイレだと、そこで知的障がいの重い方の介護、子どもさんの介護、高齢者の介護もしやすいというスペースです。駐車場も車椅子用ではなく、広めの駐車場という概念で検討をお願いしたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。ここで使用している車椅子使用者用駐車区画という言葉は、法律や条例に基づく言葉を使用しておりまして、要件としましては 3.5 メートルの幅の広い駐車場となっております。広めのトイレ、駐車場は今後増やしていくように国の政令改正の中にもございます。車椅子使用者用駐車場はこれまでは施設に1つあればよいという一律全国の基準でありましたが、これを総台数に応じて数を増やしていくという議論がなされ、政令改正につながっております。

来年から施行される予定であるもう一つは幅の広い駐車場をどういった方に使っていただくのかという仕組みとしまして、大阪府では、別の部になりますが、パーキングパーミット制度で、利用者証をお渡しして、利用者の方は止めていただけるという仕組みを作っております。車椅子使用者に限らず、必要な方に対して利用者証をお渡しして使っていただくという仕組みも並行して進めておりますので、皆さんに使っていただけるような施策というものを進めているところでございます。

(委員)

小規模店舗に関しまして、方向性として兵庫県あるいは鳥取県のように進んでくださるのがいいと思っております。また実際に具現化するには設計者さんが線を引いてくださることが大変大事だと考えております。もう一点は駐車場の数についても検討中であると思いますが、具体的に書いていただくのがいいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。引き続き検討を進めていきたいと思っております。

(委員)

27 ページの他の自治体における条例の内容についてです。大阪府は 200 m²以上に対して、建築物の主たる出入り口までの移動等円滑化経路上の段差の解消をしていく形なのですが、用途変更は実際に行う中で、特殊建築物については、200 平米を超えると、用途変更をしなければならないので、その中で福まちの条例を見るのですが、200 平米を超えない物件については、建築主、設計者のモラルに頼

るものになってくるので、基本的には、用途変更や新築案件については、福まちの条例を満たすようにし、リフォームについては規定がないので、それに伴うものは設計者、施工者の判断によるものになる、ということが曖昧で、お客さんに段差を解消しようと言っても、あくまでも狭小地や段差が解消できないところがあるので、そのあたりを条例で縛ることはできなくても、届出等で縛れるものがあるかどうかをお伺いしたいです。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。バリアフリー法の委任条例として、福祉のまちづくり条例がございます。新築や増築、改築、用途変更等の建築行為の時に法律条例の義務化がかかります。リフォーム規模によりますが、増築、改築、用途変更が伴うようなものであれば、当然、条例の対象になってきます。そこまで至らないものについては、条例の対象として、義務の対象にはならないものになりますが、努力義務の対象になってきますので、設計者さんにうまく設計していただいて、施主さんにご理解いただけるようにここまでは無理だけでも、こういうことが今対応できるのではないかとことを広めていただけるようにお使いいただきたいと思います。

（委員）

障がい者の立場でいうと、動画については、きちんとすべての手話通訳をつけていただきたいと思います。

（事務局）

ご意見ありがとうございます。情報もバリアフリー化し、情報を届けるということが重要だと思っています。手話通訳や文字で皆様に様々な形でご理解いただけるようなやり方について考えていきたいと思っています。条例ガイドラインにつきましては文字による情報発信を行うつもりであります。

（会長代理）

29 ページのところに、小規模店舗の出入口の段差の状況について書いてあります。他の部分では、出入口までの段差の解消までと書いていて、出入口までというアクセスの道路の一部も含むと思うので、今回のこの場合は「まで」じゃなくて、出入り口の段差で言い切った方がいいと思います。

（事務局）

言葉の表現にばらつきがございますが、意識しておりますのは、特に車椅子使用者が、お店の中に入ることができるかどうか、経路に課題がないかを把握するための調査を行っております。

（会長代理）

ありがとうございました。

その他、ご意見ないようでしたら先ほどの議題の続きにいきます。資料3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 3 について説明

(会長代理)

ただいま事務局から説明をいただきました資料3についてご意見、ご質問がありましたら、どなたからでも結構ですので、ご発言をお願い致します。

(委員)

2番の共同住宅駐車場のバリアフリー化の説明の中の車椅子使用車用駐車場区画を、広めの区画の駐車場と記述していただきたいです。

(委員)

4番の最後の資料の劇場の客席のバリアフリー化の促進についてです。前回、障がい者の横に介護者がいる形がいいと思うので、それに向けてどういうふうにしていけばいいかというのを調整するというお答えをいただきました。車椅子と椅子が並ぶとだいたい 270 cmぐらいがイメージですが、劇場ではパイプ椅子等の移動する椅子を使えないので、離れた席に介護者が座ることもあります。この 270 cmは介護者が隣に座っているイメージしているのですが、これがそのように使われるのかどうか等を整理しながら 4 番の課題を進めていただきたいです。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。資料 1 の 3 ページの 2 番に前回のご意見を書いています。国でも現在、サイトラインの確保などの検討がスタートしております。同伴者席が隣にすることが望ましいと思います。施設に応じて整備の仕方があると思いますので、それらの事例を研究していき、それらを踏まえて使われ方について、考えていきたいと思っています。

(委員)

劇場に関する現状は、車椅子のスペースはありまして、同伴者はたまたまその席が空いていればできるということになってくると思います。大手の映画館だと先売りが多く、予約販売が60～70%を占めます。2～3割が当日券になるので、車椅子使用者の席取りは難しいと思います。建物として 42 軒あり、そのうちの階段でしかそこへ行けない、古い劇場、小さな劇場、これが今、4 つです。シアター数で言いますと、今、250 シアターうちの 4 つの建物のうち、入っているシアターは、8 スクリーン、その 4 つの施設が古いため、独立したビルという形でもありますが、それらにエレベーターを設置等の資金力が無いと思います。その他のところは、シアターまでエレベーターがあるためフラットで行きやすいです。

(会長代理)

その他ご意見等がないようでしたら、本日の議事は以上です。